吉備国際大学研究紀要 (人文・社会科学系) 第27号, 129-144, 2017

江幡亀寿の教育思想について -公民道徳論の検討を中心に-

倉知 典弘

On Ehata Kameju's thought of Education —About Morality of Citizen—

KURACHI Norihiro

Abstract

In this paper, Ehata kameju's thought of education was analyzed. Ehata was not specific person. He was one of junior high school teachers and of presidents of junior high school at local. But to analyze his way of thinking, we can know how national educational policy effected local education.

His thought was firstly based on biology. But he emphasized the power of environment, persons will for self-formation, the power of education. And in his point of view, education was tool of social control. After he wrote the education theory based on biology, he published the book of social education. But, there was little originality in that book, just superior's thought.

After he got the position in junior high school, we wrote three books about citizenship education. Those books were based on sociology, not on biology. Because in that time, citizenship education was for social control and teachers needed knowledge of sociology and social problem. And those books indicated education of morality for citizenship education.

Key words: Social Education, Sociology, Citizenship education

キーワード:社会教育、社会学、公民教育

1. はじめに

江幡亀寿は、1920年から1921年のごく短期間社会教育課に所属し『社会教育の実際的研究』(以下、『実際的研究』と表記)を著した人物として知られている。そのため、社会教育の研究者にとっては若干のなじみがある人物である。そのため、先行研究(1)は、彼が取りまとめたとされる『実際的研究』の検討を主としたもので、他分野での言及は『実際的研究』に示された膨大な社会教育関係資料の資料集としての活用程度であり、彼の教育思想は全くと言ってもよいほど検討されてない状況である。

江幡の経歴については、判然としない部分も多いが、今現在1920 (大正9) 年10月から1921 (大正10) 年6月までは文部省普通学務局に勤務し、社会教育に関する業務に携わっている。その後、同年6月からは浦和中学(現 浦和高校)の教員と埼玉県視学を兼務し、1922 (大正11) 年からは福島県師範学校教諭、翌1923 (大正12) 年は香川県視学と高松中学校教諭を兼務し、1926 (昭和元) 年からは高松中学校校長兼教諭という形で教育に携わっている。先ほど、社会教育研究の領域で知られていると述べたが、江幡の経歴を眺めてみるとむしろ学校教育に関わる業務に携わっている期間の方が長期にわたっており、彼の思想で重要なのは「社会教育」ではなく、学校教育であったのではないかと考えられる。

江幡の著作は、初期の文献を除けば、公民教育に 関するものである。確かに、江幡という人物は政府の 中枢で公民教育の制度化などに尽力したような人物で はない。しかし、彼が赴任した高松という地で視学官 や中学校の校長を歴任するなど教育の現場で活躍し て、そこでの実践や現場での必要性をもとにこれらの 著作を著したとするならば、政策としての公民教育を 地方ではどのように受け取ったのかを明らかにするこ とが出来よう。本論では、地方の教育者の公民教育観 の一端を明らかにするという目的から江幡の公民教育 論を検討する。彼の公民教育の思想を明らかにするた めに、まず彼の活躍した時期の公民教育の制度化の過程を簡潔に整理し、彼が公民教育に関する著作を書くに至った背景を明らかにする。次に当時の公民教育論や公民教育の実践の背景となったと思われる、社会学の展開状況について述べ、彼の思想的背景の一端を明らかにする。その後、公民教育論を彼の著作をもとに検討する。その際、彼の社会認識、教育観を明らかにし、教育思想の前提を明確にし、公民教育の在り方に進みたい。最後に社会教育の部署にいた彼が当時積極的に組織化されていた社会教育をどのように眺めていたのかを述べ、その思想的特質を明らかにする。その際、シティズンシップ教育とキャリア教育との関連を問うために労働に着目する。

なお、本論においては江幡が執筆した公民教育関連の著作、具体的には①『公民道徳体系』(1925年)、②『公民社会学概論』(1926年)、③『公民概論』(1931年)を検討するが、江幡の上記の著作からの引用については、①~③までの番号を付したうえで、頁数を本文中に示すこととする。

2. 公民教育以前の江幡の思想

(1)生物学と教育学

江幡が最初に著した著作としてはa.『遺伝と教育』⁽²⁾ (同書からの引用については,aと表記したうえで頁数を本文中に示す)b.『教育的生物学』⁽³⁾ (同書からの引用については,bと表記したうえで頁数を本文中に示す)の2冊がある。江幡の「教育」に関する議論が「生物学」と関わらせて論じられているのは、彼の履歴ともかかわる。彼は東京高等師範学校で博物学を専攻しており、特に生物学者として著名な山内繁雄に師事したことが大きな影響を与えたものと思われる。なお、初期の著作には重複した部分が多く存在しており、彼の考え方は『遺伝と教育』の段階である程度形作られていたといえる。また、この『遺伝と教育』及び『教育学的生物学』の双方に共通する特徴は、著作の大半を「生物学」、中でも遺伝及び進化についての解説に費やして

いることであろう。「教育」に関する指摘は全体の中の 一部分に過ぎない。

彼は遺伝について、当時の生物学の知識を羅列する 形ではあるが、幅広く論じた後教育に関する議論を展 開する。彼は遺伝によって自己形成が全てなされると いう立場をとっておらず、「人間の育成には少なくとも 三個の要因がある。即ち、(1)遺伝質(祖先よりの) 及変異特質(2)環境の力による後天的特質(3)自 己統制の力、これである。」(a.148頁及びb.162頁)とし、 最後の「自己統制の力」は「意志の力」とも述べられ ている。この「意志の力」は、「其の源は遺伝質に存 在すれども或程度迄はこの力によつて遺伝の衝動を訂 正し、併せて環境の障害を克服することが出来る」で あるのみならず、この「意志の自由なることを認めてこ そ道徳も成立する」(b.163頁) と自己統制の力を道徳 の根源として把握する。このような道徳性の理解を江 幡は全て生物学の知識を応用する形で述べており、非 常に特徴的である。

このように生物学の知識を用いて道徳の重要性を指 摘した後、人間育成の「社会的環境」の一部として教 育を理解し、「生物学的見地」から教育の目的を「生 活の保全完成(個体維持)と種族保存完成」の2点に 求める (b.149頁)。個体維持は個人の能力を発揮する ことに対応し、種族保存完成は社会の発展に対応して いると考えてよい。さらに、「教育の中心点は自己発見 と自己統制とにある。教育は彼自身の力と発展の限界 とを発見せしむることを助長して彼れの遺伝能力の最 大化と最善の実現に尽さしめなねばならぬ。児童の教 育は単に物を知るのではなく彼自身を知らしむるとい うことが必要である。単に事をなすことを教ゆるばかり でなく、如何にして自分を此の事に努力せしむべきか といふことを知らしめなければならぬ。これ真の教育 である」(a.193~194頁)と述べ、教育を社会統制の 手段としてみる見地を披露している。

ところで、生物学的見地による教育理解を考える上 で検討しなければならないのが優生学である。江幡も

また当時の風潮の中で、遺伝と直接的にかかわる「善 種学」(優生学) についての言及している。 江幡は 「善 種学」について「生殖によつて現在の人間よりもつと よい人間を作らんとするの義なるが如く思はれる」と 述べ、「淘汰的救済策」(a.117~118頁) としてこのよ うな思想運動が生まれたものと推測している。そして、 当時成立していた善種学を「優良種の結婚を奨励」す る「積極的の論」と「身心の欠陥ある者の結婚を拒絶」 する「消極的の善種論」の2つに分ける (a.124-125 頁)。ただし、法律による結婚の制限などは不可能であ り、しかし、「不適当のものを隔離せずに置けば…悪性 が純粋に残る」ため、「目下とるべき方法としては社会 の善種的思想を養成する」ことであり、「性の教育」つ まり「配偶の選択」の教育が必要不可欠であると主張 する (a.126頁)。つまり、優生思想の拡大のための教 育を社会進化の観点から主張するのである。

教育との観点から言えば、江幡は「子を産むで之を 教へざるは生殖の全きものにあらず」(b.69頁)という ように生殖の補完のように「教育」をとらえたが、「教養」 により「よい人間」を生み出し、「種族進化」を「環境 的善種学」(a.132頁)とも述べている点も最後に示し ておきたい。

以上『遺伝と教育』及び『教育的生物学』の2つを検討してきた。この2つの著作は、生物学(遺伝・進化)の学説を通して、教育の在り方を論じたものであった。ここで見られるのは、生得的性質と教育の関係性であり、社会有機体説などに基づいた教育の目的であった。江幡は、教育が遺伝的能力に大きく制限されることを指摘しながら、自己統制の力(意志の力)を教育によって高めていくことを目指し、その結果、国家社会の発展がもたらされるとしたのである。

(2)『実際的研究』の検討

1) 社会教育の必要性の認識

江幡はc. 『実際的研究』(同書からの引用はcと表記したうえで頁数を示す)を執筆した時代を「社会改造」が熱心に求められている時代ととらえている。その要

因を江幡は「生存と生殖の欲望の充実」という「人間本然性より来る当然の要求」からくるもので「自然の趨勢」ととらえる一方で、世界大戦という「世界的動乱」による経験が全人類の覚醒をもたらし、その結果「社会改造」の要求が高まったとする。この「社会改造の根本問題」は「社会民心の教育的改造」こそが基調であり、「教化」こそが「民族向上」のためにとるべき手段であり、すべての人たちを「教化」し「社会全体社会そのものゝ発達を来さしむるということ」が「社会教育運動の理想」ととらえ、そのために「社会総動員の教育」が求められるとして、社会改造のための重要な手段として「社会教育」に注目するのである。

2) 江幡の社会教育理解

江幡は社会教育の意味を「教育内容の社会化」「学校教育の社会化」「教育上の機会均等」「家庭・学校以外の教育事業の総称」の4つに区分する。

第1点目の「教育内容の社会化」とは、端的に言えば、教育内容を社会の実情に合ったものに変更することである。「教育内容の社会化」が求められる要因として社会問題の発生を江幡はあげている。社会問題の発生は、「社会組織が厖大複雑するその速やかなるに反し、之を組織する處の各個人の社会性の発達が之に伴はなかつた」(c.10頁) ために起こったものであり、社会問題の解決のために、「一般民衆の社会的能力」を高めることが必要であるとする主張の紹介である。

第2点目は、「学校教育の社会化」である。ここには「学校教育の内容をもつと社会化するといふこと」と「学校を社会教化の中心」とすることの2つが含まれる。学校教育の内容を実際生活に適したものにするという観点から「卒業後選択せんとする職業につき適当なる指導」を与える職業補導が導き出される。

第3点目は、「教育上の機会均等」である。この教育 上の機会均等の考え方からいわゆる特殊教育の制度化 等が捉えられることになる。また、この中で「労働者 の教育」がとらえられることとなる。ここでの「労働者 の教育」の内容は、労働問題の教育による解決である。 即ち、「労働賃金の増加、労働時間の短縮等を図りて生活の不安を救済せんければならぬが、これと同時に彼等を教育して自己の要求すべき正当なる権利の諒解を計り、又国家を担うて立つべき国民として必須なる知識技能を附与し、共同責務・社会奉仕の観念を強めてやる」(c.15-16頁)ことであり、そのために「社会及国家はすべからく労働者の知識の修養に便ならしむる各種の教育施設を行ひ、一方物質的恩恵に浴せしむるの一面、彼らの心霊を啓発して精神文化の恩沢に均霑せしめ、彼等の社会的地位を向上せしめてやらなければならぬ。これ実に国家社会の為すべき当面の急務であ」(c.16頁)る。また、「労働問題」については、「労資協調会」の活動と合わせて簡潔に述べられてもいる。

「事業主は労務者の人格を尊重して其の生活改善と能率増進の為めに最善の力を尽し、労務者としては発奮してそれ自身の知識を啓発し人格の向上を図り其の地位を安固に且つ高めることに勉め、かくの如く相共に時代の大勢に順応して反省奮励し国家の進運に貢献せんければならぬ」(c.575-576頁)

以上のように述べ、労働者を国民として教育すること、経営者は労務者の人格を認めかつ労務者が国家の進展のために発奮して学ぶことが労働問題の教育的解決として述べられている。このように労働問題を重視したのは、当時の社会問題の根本には労働問題があると江幡が理解したためである。

4点目の「家庭・学校以外の教育事業の総称」は、 学校以外の教育機関によって一般民衆の教育程度を高 め社会進歩に影響を与えることを意味している。いわ ゆる社会教育施設の充実や社会教育主事制度の充実 など現在の社会教育行政につながる要素が現れる。

以上の江幡の社会教育に関する基本的な考えを検討したが、社会教育とは学校教育改革をも含み込んだものであった。社会教育は、学校外教育の充実のための原理であると同時に学校教育改革のための原理でもあったのである。そして、この社会教育は労働問題を中心とする社会問題の教育的解決を志向するもので

あった。ただし、このような江幡の社会教育に対する 捉え方は、江幡独自のものであると主張することはむ つかしい。実際、彼は社会教育課に1年間も在籍して おらず、『教育的生物学』等の著作をみても、社会教 育に関する指摘を確認することはむつかしい。むしろ、 当時の上司に当たる乗杉嘉寿の社会教育理解をベース に著述を行ったと考えることが妥当である。

3. 江幡の公民道徳論の背景

(1) 公民教育の制度化

江幡は『実際的研究』の執筆後しばらくの空白を経て、公民教育に関する著作を相次いで出版することになるが、これは彼が中学校の講師及び校長として勤めていたという彼の経歴によると考えられよう。彼が中学校で勤務している間の事情の中で江幡の心をとらえたのが、公民教育の制度化である。

公民教育は、「国民教育」としての学校教育制度が 学制によってはじまったころからスタートしている。最初の段階は、1872年11月の段階で学校教育の内容に「国体学」という教科が設けられたことに端を発する。その後1873年の「中学教則略」改正では、「政体大意」(下等中学)「経済学」(上等中学)がカリキュラムに取り入れられ、政治経済を学ぶことが定められる。1886年の小学校令及び中学校令では、公民教育に該当する事項は、修身や国語等で取り扱われることが定められた。1901年の中学校令施行規則改正でもカリキュラムで「法制及経済」が定められるなど、法律経済など後の「公民」につながる学習課題が定められてきた。しかし、1893年の段階で桜井吉松による「公民教育論」が出版され、「公民教育」の概念が存在していなかった。教科目としての「公民」は存在していなかった。

このような状況の中、カリキュラムの中で「公民」という教科目を設定したのは、実業補習学校であった。 実業補習学校は、報徳社の実践していた夜学校やプロイセンで実施されていた学校教育の影響などを受けて、井上毅文相時代に制度化された教育機関であ

る。実業補習学校というように学校という名称を使っ てはいるが、中等教育機関ではなく小川利夫の言葉を 借りれば「中等教育の代位形態」として設置された社 会教育機関である。その目的は、中等教育を受けてい ない「諸般ノ実業ニ従事セントスル児童ニ小学校教 育ノ補習ト同時ニ簡易ナル方法ヲ以テ其ノ職業ニ要 スル知識技能ヲ授クル」(1893年実業補習学校規程第 1条)ことと定められていることからわかるように、当 初は小学校教育の補習と簡単な職業教育を意図した ものであった。実業補習学校規定が定められた翌年 には「実業教育費国庫補助法」が制定され実業教育 の振興が図られ、明治後半期にはその数が大幅に増 えていった。このように拡大を続けた実業補習学校で は、第1次世界大戦中の社会状況の影響もあり、また 教育対象が実際の労働者ということも反映してか、公 民的資質の教育が学校教育に先んじて積極的に行わ れたことが知られている。1919年の段階で実業補習学 校に公民科または「修身公民科」を設置していた府 県は全体の1/3にも上ったとされている。このよう な状況を受け、1920年の実業補習学校規定改訂では、 実業補習学校の目的が「実業補習学校ハ小学校ノ教 科ヲ卒へ職業二従事スル者二対シテ職業二関スル知 識技能ヲ授クルト共二国民生活二須要ナル教育ヲナ ス」と定められ、「国民公民トシテ心得へキ事項ヲ授 ケ」るための教科の設置が定められた。その後、1922 年には公民教育調査委員会が設置され、1924年には 実業補習学校公民科教授要綱が制定された。この要 綱は、文部省の原案を公民教育調査会において審議 し、変更を加えたものである。文部省案をみると、武 藤拓也が指摘しているように「国家生活に関する事項 とともに職業生活に関する事項への教材の配分が多 い」⁽⁴⁾ものであった。公民教育において自治などの政 治的事項以外で職業が重視されていることは、当時 の公民教育論の重要な特徴であると指摘できるだろう。 公民教育調査会による議論は多岐にわたったが、その 中でも重視しなければならないことは、「人ト社会」が 「要綱」の冒頭に掲げられるようになったことと「社会改善」という題目で「思想問題、社会問題、社会改善」に関する事項が加えられたことである。田澤義舗の「社会改善」は「公民教育の結論と云うべきもの」という言葉に端的に表されるように、公民教育にとって一番の要であったことが理解される。この場合の思想問題とは社会主義思想の問題であり、社会問題とは主に労働問題のことである。このように「社会改善」への期待を一身に受けながら、実業補習学校における「公民科」が制度化されていく。

旧制中学校において公民教育の設置が本格的に議 論され始めるのは、1924年に設置された文政審議会に おいてである。岡田良平文政審議会副総裁は文政審議 会の初期から中学校へ公民科の導入する意図を明確 に示し、全国中学校長会議などで積極的にその構想を 議論し、中等教育関係者の同意を獲得してきた(5)。そ のうえで、1928年に諮詢第11号「中学校教育改善二関 スル要綱」を第15回総会に附議し、公民科の中学校導 入の議論を行った。公民科に関する諮詢は「新二公民 科ヲ設ケテ基本科目トナシ従来ノ法制経済ノ知識的教 育ニ傾キシニ鑑ミ其ノ教授ハ特ニ導法ノ精神ト共存共 栄ノ本義トヲ会得セシメ公共ノ為ニ奉仕シ協同シテ事 ニ当ルノ気風ヲ養ヒ公民的陶冶ヲ為スヲ旨トシ殊ニ道 徳、歴史、地理、実業等ノ教授ト連繋ヲ保タトムルコ ト」というものであった。知識偏重であった「法制経 済」を変更し順法の精神奉仕協働の精神という道徳性 を高めることを目的とした公民科を設置する方針が示 されたのである。そして、1929年の第16回総会で諮詢 の内容をほぼ原案どうりで可決した。この15回総会と 16回総会の間では19回にわたる特別委員会と6回にわ たる特別委員会小委員会での議論が行われた。武藤 は、文政審議会の速記録などをもとにその過程を詳細 に分析している⁶⁰が、その研究で明らかにされたこと の一つが「公民科」と「修身科」の関係性への疑義が 絶えず付きまとったという事実である。それは、「法制 経済」という科目が知識偏重であるために「精神教育」

の側面を重視する方向を打ち出した、文部省側の意図がもたらした混乱であったといってもよい。このような議論が第16回総会においても想定されるような状況ではあったが、ほぼ原案のまま可決され、この原案に基づいて1931年の中学校令施行規則が改正され公民科が中学校においても制度化された。

以上、「公民科」の成立過程を述べてきたが、ここで注目すべきは、実業補習学校において初期に設けられた公民教育では「修身公民科」という名称が使われ、かつ文政審議会等においては修身科との兼ね合いが問題となった点である。江幡の公民教育論のタイトルは『公民道徳体系』であるが、このことは当時の公民教育が法制経済の学習の拡大としてではなく、修身科と重複するかのようにとらえられていたことを示している。なお、『公民概論』の段階になると法制などの学習課題も意識されるようになってくるが、それでも最終的には道徳教育へと回収される構成になっており、江幡は公民教育を修身の拡大として捉えていたように考えられる。

(2) 社会学の展開

上記のように、公民科が混乱する社会情勢を背景として成立した以上、今社会がどのような状況にあるのかという現状理解を公民教育を担当する教員が理解することは必要不可欠であった。そのための視座を提供したのが「社会学」という学問体系である。実業補習学校の師範を養成する実業補習学校教員養成所におけるカリキュラムを検討した武藤拓也によれば、公民科の学科課程に「社会学」や「社会問題」を置いた府県は公民科を設置した府県の7割にあたる23府県で、設置していない府県においても10府県において同様の科目が置かれていたことが明らかにされている。

社会学と教育の関係を紐解いていくと、明治初期の 頃からスペンサーの社会有機体説や社会進化論が積 極的に受容され、教育思想にも大きな影響を与えたこ とが知られている。スペンサーの著した「教育論」も 翻訳出版され、その影響力は非常に高かった。

しかし、公民教育の設置の時期にはスペンサーの 議論以外にも多様な社会学説が移入されており、社 会学者の組織化も進んできていた。川合隆夫によると 「学問運動・活動の組織化及び制度化という側面に焦 点をあて」ると1900年前後にかけて布川孫市、高木正 義、加藤弘之などが中心となった「社会学会」(1896-1898)「社会学研究会」(1898-1903) の活動が中心と なる第1期、建部遯吾、米田庄太郎が中心となって設 立された「日本社会学院」(1913-)の動きが中心とな る第2期、下出隼吉、藤原勘治らのあっせんによって創 設された「日本社会学会」(1924-) の活動の時期であ る第3期に分けられるとする⁽⁷⁾。このような社会学の組 織化に伴って発刊された雑誌は社会改良への関与を積 極的に規定していた。『社会雑誌』は「社会改良の方針」 を示すことを目指し、「社会学、社会主義、社会問題等」 を専門的に議論する雑誌であると明言したし、『社会』 も「社会学の原理、社会問題及び社会改良政策を研 究する」と社会改良政策への提言を行っていった。こ のような社会学の組織化・制度化の中でも「日本社会 学院」による活動は公民教育にも大きな影響を与えた と考えられる。「日本社会学院」に設置された調査部に よって刊行された『現代社会問題研究』は「現代社会 問題」は、労働問題に限定されない社会そのものの病 理状態であるととらえ、その解決は「国民生活、社会 生活の自個意識」をもとにした「自覚的解決」に依ら ねばならないという方針のもと調査を行い、それを予 約刊行という形ではあるが出版した。このような組織 的な社会調査報告書の刊行は、先述したように社会学 や社会問題を学んでいた公民教育に携わる者に大きな 影響を与えたに違いない。江幡もその活動を高く評価 し、著作の中に「日本社会学院」の設立趣意を全文掲 示している。

しかし、江幡の公民教育論にとって社会学が重要なのは社会問題の認識だけではない。彼の著作を検討していくと、多様な社会学者の議論が取り上げられているのだが、名前を出して紹介している箇所は社会の結

合要因についての説明である。ちなみに、彼が著作の中で名前をあげた人物はアメリカの社会学者であるギディングス、エドワード・A. ロス、レスター・フランクウォード、スモール、ウィリアム・I. トマス、サムナー、オーストリアの社会学者であるラッツェンホーファー、フランスの社会学者であるタルド、そしてアメリカの心理学者であるボールドウィンであり、社会の結合要因を模倣の活動や情動に求める議論であった。このことが「公民道徳」で身につけるべき道徳性の理解に大きく寄与したと考えられる。

日本において、「明治14年の政変」前後からドイツの 国家学の枠組みが「国制知」として機能し、ケルシェンシュタイナーやナトルプの公民教育の議論が積極的 に受容された社会状況の中で、特にアメリカ社会学の 創始者に当たる人物の名前が多く取り上げられている ことが特徴的である。

これらの社会学者の中でもっとも江幡が参照したと 考えられるのがギディングスである。彼の著作は『社 会学通俗教科書』の著名で翻訳・出版されているが、 江幡は社会に関する基本的概念の多くを彼に依ってい ると考えられる。

4. 江幡の公民道徳論

(1) 公民道徳に関する著作の関係性

公民道徳に関する3冊の著作を比較検討していくと、この3冊にはほとんど同一の文章が多数出てきている。特に社会観などについての主張はほとんど同一である。この点から考えると、江幡の公民道徳論の大半は、最初の著作、すなわち『公民道徳体系』の段階で確立されていたものと考えられる。しかし、『公民道徳体系』は、「本書は中等諸学校及び実業補習学校生徒の公民教育教科書、又は青年団員其他一般公民の修養資料に供する考へで編術した」(①、凡例)とされており、全体的な社会制度の説明などが大半を占めている。それに比して『公民社会学概論』は当時の社会学理解を参考にしながら論じており、当時の文部省督学官山内雄

太郎の序文に「学校及び社会教育関係者にとり、社会学入門として公民教育の参考として適当」(②、序文)とあるように指導者に向けて書かれていると考えられ、理論的に形作られている。公民教育のテキストが社会学の入門書としても適切であると考えられているのは、先述した通り、公民教育を教える際の前提として社会問題の適切な理解が必要とされ、そのために社会学の知識が有用とされたことによる。

(2) 公民道徳の構造

1) 公民道徳論にみられる「社会」観

江幡は公民道徳論の著作の中で繰り返し同じような 社会観を披露している。ここでは、『公民概論』の社 会の定義を検討しておく。

「社会 (Society) とは人間の集合的生活であると認められて居るが…其の社会を構成する要素たる各自は、自意識ある個体で、或意味に於て各個独立の存在を有して、独立に感覚し、独立に思考し、独立に意思するところの統一的人格であるは云ふまでもないが、斯くの如き人格体と人格体との間に更に相互関係があり、其の関係を又各自が意識するのでなければ社会と称することはできぬ。…社会は個体間の刺戟及反応の精神的交渉によつて生れ、何時でも二人或は二人以上の個体の間に相互意識関係ある處には成立するものであつて、決して社会を以て国家に飲み限り、或は特に文化的要素を具備する国にのみ限ることの如く考ふべきものでもない。…社会とは人衆共同生活の動的一体の姿である。」(③1~2頁)

社会を形成する「相互関係」とは「相互依存的であり、 連帯協力的 (Solidarity) である。」(③3頁) 加えて、「連 帯」には人と人との関係性を示す「空間的の連帯関係」 だけではなく、肉体的にも精神的にも「縦の関係即ち 時間的の連帯」(③4-5頁) が存在している。

江幡によれば、社会を組成する要素は図1のように示される。自然的環境は「社会的生活の形式」を決定するものである。「心的要素」とは「心的存在としての人間が支配を受ける心理的法則」であり、「人間が進

化の過程に於て社会を構成するに至つた心的動因及び 結果として発達した社会性」のことであり、これは「社 会進化の根本動因」とされる(③、7~8頁)。

図1 公民道徳論に示された社会の組成要素

	社会の 構成要素	物的	自然的環境	
			人類の集合	量的(人口)
				質的 (人種・特質等)
11374			外社会	
		心的		

(『公民概論』6-7頁より作成)

また、以上のように社会の成立要因を指摘したのち、「人類集合の様式」について論じる。簡潔に表したものが図2である。「社会の合成」は家族→市町村→州
→国という過程をとるものとされる。しかも、この「合成」は最初は無意識に行われるが、「後には意識的執意的」なものと変化する。社会の合成過程が社会の拡大を説明するものであるのに対し、「組織」は、社会の複雑化(分化)を説明するものである。特に後者の「社会的活動の分化」は先天的な身体・精神と後天的な性格変化、状況の変化などによって社会成員が分化することであり、この分化にともなって「社会的活動」も分化する。(③、9-11頁)

図2 人類集合の様式

合成	Δ±:	内部からの発展 (人口の増加)
	百双	他社会との合同(制服併呑→協約・連合)
1 11	組織	内部の団体化(協力関係の量的組織化)
	(組織化)	社会活動の分化 (協力関係の質的組織化)

次に江幡は以上のような社会構成の要素などから「社会の形態」の分類を行う(図3)。この「社会の形態」に関連して、「国民」について言及している。即ち「民族が発達して国家組織を為すに至った時、之に名づけて国民」と呼ぶのであるが、一方で「国家の権力を利用して他の民族若くは国家を併合することによって」「政治的由来の国民」(③12頁)が誕生することもあると。

図3 社会の形態

合成社会	血族的社会(人種社会)
口风江云	地疆的社会
組成社会(人為	国家的社会(国家・国家内の団体)
社会・共同社会)	国際的社会

また組成社会は「社会の成員たる各個人が、何等かの目的を意識し、其の目的に応じて秩序ある協働の下に種々の職能機能を営むために特別な連合を形成した思想的技巧的の社会組織」(③14頁)とされるが、なかでも文化的制度が発達した「国家」は「完全社会」と称されるものである。

以上のように社会の性質を説明したのち、江幡は「社会階級」について言及する(図4)。「社会階級」とは、「分化された成員を類似点より眺め」たうえで、「同質群」に分類したものである(③17頁~20頁)。この「社会階級」に関する議論は「ギヂングス博士」(③17頁)の分類といて説明されている。

図4 社会階級

	区分	要因	
	活力階級	出産率・死亡率等	
基本的路級	人格階級	天賦の能力	
TEMP	社会性階級	社会性の発達	
副次的 階級	支配被支配・労使等	相対的な関係性	

この中で本論において重要であるのは、「副次的階級」とされる階級である。副次的階級は相対的なものであり、厳密な区別はつけがたいものであると指摘したのち、この「副次的階級なるものは、社会の進化につれて平等化されゆく傾向を有す」(③21頁)ものであると述べる。それは「社会の進歩」が進むにつれて、「社会意識が強く働く」ようになり「人格観が自己より共存へ進み、分配の公平、機会の均等が実現され」(③21頁)るからである。とするならば、この「社会の進歩」はいかなるように進むとされるのか。

2)「社会進化」の在り方

上述のように副次的な社会階級の平等化は社会進化によって達成されるとする江幡は、社会進化の動因をどのように捉えているのか。まず、江幡の社会進化の捉え方を検討する。

「社会組織の進化とは、始め同質的の群であつたものが、国家に発展し、複雑な階級を生じ、分業を生じ、社会成員の質が生理的心理的に差異を生ずるといふが如く、社会組織が同質より異質に進む過程をいふのである。或はこれを社会分化(Social differentation)とも称する。」(③22頁)

このような社会の分業化を社会進化ととらえる見地は、当時の社会進化理解のあり方としてはよくあるものである。

このような社会進化をもたらすものとして、江幡は 「根本的動因は欲望であり、之に同類意識・模倣・同 情等の諸要素が助成的動因として加はり,以て社会を 構成するようになった」(③24頁) とみている。この欲 望には「個体保存の欲望と種族保存の欲望」から構成 される「物質的欲望」と「善を要求する欲望(道徳的・ 宗教的)・美の欲望(芸術的欲望)・真を要求する欲望 (科学的欲望)」という「文化的欲望」とも称される「精 神的欲望」の二つが含まれている。特に「精神的欲望」 は社会生活の結果生まれるとして「社会的欲望」とも 述べている。このような「欲望を満たす為めの、又は 此の欲望を制御する為めの便宜として」社会を構成す るのであり、これこそが「社会を構成するに至った究 極的動因である」(③25頁)と述べる。「欲望」は、「本 来、排他性」を持つものであり、同一の欲望を持つも のの間では「共同感興」が起こるが、これが連帯や反 発につながっていく。生存競争の原理が優位なときに は、争闘が満足をもたらしていたが、「人格の発達」が 進むにつれて、「協同互助の関係」が得策であると認 識され、社会が構成される。そして「内的には社会性 (Sociality) なるものが発達して、之によつて個人の 主我的欲望を制御し、個人を社会化し、以て社会の結 合が実現されるようになった」(③26-27頁)として、「社 会性とは、衆個人が意識的に目的々に協同生活を営ま んとする性情又は傾向のことである」という社会性の 定義を提出する。

以上のように社会形成の根本は欲望の充実・制御にあるとする江幡であるが、欲望のみを以て社会形成の根本動因とみているわけではない。先述したように「助成的動因」についても指摘しており、その中でも特に「同類意識」を重視している。同類意識とは類似性の認識と「同類の感じ」を示すものである。以上のように述べて、江幡は以下のように結論付ける。即ち、「社会的結合は、人間に社会を作らんとする社会性あるによって行はれるのであるが、然し社会性が発達するに至った根本の動因(社会原動力)は、欲望の動的本質によるものであるとみなされる」。(③26-28頁)

以上は、社会を形成する要因の説明であるが、社会 形成の根本動因とされた「欲望」は時代状況などによっ て変化するものであり、人間は文化的欲望を追求する ようになってきた。この欲望を満足させるような諸活 動や生活が「自由・平等・連帯・創造等の原則の下に、 均整を保つて、共存共栄的に、一次的二次的多種多様 の欲望が満足に満たされることが、現代社会の理想で あり、それが社会進歩の目標である」と江幡は述べる(③ 30頁)。

社会進化については、『公民道徳体系』においては「社会進化を支配する法則」として「無意識なる狭義の自然淘汰、各個人の人為的意識淘汰、および社会意識のする社会淘汰」(①15頁)の3つをあげ、そのうえで先の欲望の進化の目標の観点から江幡は「社会淘汰」を「理想淘汰」と呼び、正当化している(③30-31頁)。3)「社会心理」と社会統制

以上のように社会の進化を述べてくるわけであるが、 その進化などと関わり、「社会意識」「社会心意」という概念に着目する。著作によって「社会意識」と「社会心意」と呼び方は異なるが、その後に続けられる議論はほぼ同一であるので、同じものを指していると考えて差し支えないだろう。 「社会意識とは…即ち利害連帯の関係が社会組成員相 互に意識せられた時に、此の意識を社会組織といふの

「社会意識」は、以下のように定義づけられる。

である。故に社会意識は集団中の各個人が自他の相互 的関係ある生活を為す結果、集団全体の活動に対する 自己活動の関係を意識すること即ち社会的自我意識で

ある」(②56 - 57頁)

以上のように定義される「社会意識」は「個人の心意以外に於いて特別に存在する」ものではなく、「個人が欲望の方向を一にし協同的に活動した結果、其処に衆多意識を総合し統一して超個人的に働く一種特有の連帯的心意傾向が」生まれてくるのであり、このように生まれたものが「個人意識に対する独立性」を得ることになり、「自己に対してはるかに優越なる力の存在を感ずる」ようになる。この「優越なる力」、つまり拘束力が社会意識にあるために社会統制が可能となり、「社会意識が強大なれば社会の結合強度大となり、社会は永続する」(②、57-59頁)。以上のような社会意識が実際行動に現れたとき、その勢力は「社会力」と呼ばれる。このような「社会意識」の持つ拘束力への注目と、社会統制への活用は江幡の公民教育の方法論を特徴づけるものである。

また、それぞれの社会は「先天的な特質」があり、「社会組織、境遇及歴史等を異にする」ため、社会意識も自ずから異なる。この多様な「社会意識」の例として「国民精神」「民族精神」「家族精神」「地方精神」「階級精神」がある。

この「社会意識」は、「個人意識を支配し、又は強制向上せしめ得る力を有する」が、これは人が持つ「自己保存と種族保存の二大属性」を満たす為に、社会を形成し、同情心や連帯性の観念が高まった結果できたのが「社会意識」であるために、「いずれの欲望も感情信仰乃至観念も自分と同様他の人々も之を感じていることを意識することによつて、其の度合いを一層昂め、尚ほ其の意識する人々の数の増加と場所の広大とに従て一層強さを増し、そしてこれに反対しようとす

る時は、個人意識を強制し、圧迫し、之に賛成しようとするときは、向上せしむるもの」(①20-21頁)とする。このような事象を『公民社会学』では「欲望の連帯力」(②61頁)と名付ける。社会形成の基本原理に立ち返った際、他者に対する意識が高まることによって「社会意識」に従おうする「個人意識」の形成につながるとする。この社会意識の「拘束力を強からしめることが其の社会の存立を鞏固ならしむる所以であるから、此の力を強からしめ其存在理由を確保」する必要があるのであり、それは「社会意識力に対する社会組成員の服従心の養成」によって可能であるが、この場合の「服従」は「順応」であり「自我を忘却」することではないと江幡は主張する(②61-62頁)。

このような「社会意識に基づく活動」は『公民道徳体系』では「社会の規制に関する活動」と、「社会の教育に関する」活動(①、24頁)の二つに分類されるが、『公民社会学』では「教化に関する」活動(②66頁)と表現される。この場合、「教化とは各個人をして社会の一員たるに適当ならしむるやう社会生活を手段として其の心性開発を目的とする生活行為を意味するのである。政治、経済、教育、科学、芸術等は其の所産である」(②66頁)とされており、社会生活を通じた人間形成を意味するものとして「教化」をとらえ、その結果として教育がつくられていくととらえるのである。

「社会意識」は、その活動が永続的に反復累積することによって「形態化」され、「物質化」「組織化」されていく。「輿論、伝説、慣習、時風(『公民社会学』では「時代精神―引用者注」)、儀礼、制度及び学問、道徳、法律、宗教、芸術、学問等」は「社会意識」の「物体化」であり、「法典、道徳の経典、寺院、学校」は「物体化」である。そして、様々な「制度化」が「組織化」であり、この組織化まで進むと「拘束力は極めて強くな」り、持続性も高まっていくのである(②68頁)。このように社会意識の形態化を説明したのち、輿論等の検討に進む。『公民社会学』に示された内容は以下のとおりである。a. 輿論: 輿論は人々の相互査証の自由に基

づくものであるので、言論の自由などの保障が必要で あり、「輿論指導」のための公的機関などの設置が必 要となる。一方で、秩序を守るためには「公的判断力 養成」が必要不可欠である。b. 伝統: 伝統は非常に有 力な権威であり、社会秩序を維持するうえで有益であ るが、文明の進歩に伴い非合理な伝統・伝説は消滅し ていく。c. 慣習: 社会の秩序を保持する上で非常に有 益であるが、改新が行われない傾向にある。新しいも ののみを追求するのが能ではないので、歴史とともに 無視をしてはいけない。d.時代精神:時代精神は意識 的行動によるものであり、デモクラシーなどもこの「時 代精神」に含まれる。時代精神は「変化的なもの」で あるが、「急激の変化は危険であるから、穏健に時代 思想を」導いていくことが必要である(思想善導)。 e. 儀 礼:儀礼は「道を形成し、徳を生み、又社会生活を修 飾することになるもの」であり「社会的責任観念」を 強めるものであるので、重視しなければならない。f.学 問:「社会の個人は真理の前には屈服し、之が支配を 受ける」ものであり、「探求的活動を盛ん」にすること で「人間社会を充実せしむるもの」である。g. 芸術:「各 社会を通うして国民に活気と高尚優雅なる情操とを与 え、社会生活を醇化し美化し、又社交性を刺激し、同 情心を助長して社会成員の結合協力を発達」させるも のである。h. 法律: 共同生活を安全にしようとする意 識が法律を生み出し、強制力を以て社会団結を統御す るようになったものである。i. 道徳: 「人間が集団生活 を円滑になして行く上に於ての行為法則で一般の容認 するところ」となったもので、「社会に於て、其の社会 人員が自己の種族を保存する為め、又其の社会全体の 福利を増進する為に最も適当と考へた行為の法則」で あり、道徳の制裁は社会的苦痛をかなり深刻に与える ため人は道徳律の支配に属している。j. 宗教:「宗教」 は「宇宙神秘の諸現象を知りたいといふ努力と煩悶」 によって生まれた「情緒、観念、常習等の組織体」で あり社会統制の手段となる。k. 制度: 「社会意識の客観 的表現として外界に現れたる秩序の形式で、適当なる

機関の体系より成り、協力の組織化された状態」である。 この制度には「社会体制」と「社会体制に於ける各個 の分化的制度と見らるべきものとがある」。江幡は、こ のように述べたうえで「家族制度」「国家制度」「国際 制度」「分業制度」と概観する。そして、「社会生活に 於ける生命の各態」は、「制度に依つて生きる事である が、制度は…個人の発展に貢献」するための「社会経 営手段」であり、「生命の要求に断えず制度を調節す ることが所謂社会問題である」。

以上、「社会意識」に関する江幡の議論を見てきたが、 ここで注目すべきなのは社会意識が各個人の相互作用 の過程で生まれてきたものであるが、この社会意識の 表現形態は個人の意識を統制する「社会統制」の要因・ 手段であるという点である。

(4) 江幡の公民教育論

1)教育及び公民教育の目的

以上のような社会理解を前提として、江幡は公民教育に関する議論を展開している。公民教育について検討する前に、江幡の教育に関する考え方を簡単に見る。 一番簡易な表現は、『公民概論』の中に以下のような形で示される。

「教育も政治とともに社会経営の一手段であつて、 適当なる社会人を作る為の協力的活動である。即ち対 個人的には各個人をして社会の一員たるに適当ならし めるやう社会生活を手段として其の人格的個性の完 成、殊に心性を開発することを目的とする生活行為で あり、対社会的には、文化の進歩的保存を目的とする 代表的他動的努力である。」(③66頁)

「時間的に文化を通達することの努力と方法とが即ち 教育の根本義である」(③66頁)

教育は「社会経営」のための手段の一つとして政治と並立して提示され、その一番の目的は「人格の完成」を目指すものとされる。その結果として「文化の進歩保存」を達成する。そのためにも文化の通達が必要である。ここにいう「人格」について、「恒に真善美の文化価値(価値内容)を普遍妥当に、自主的に、追求実

現せんとする誠(価値追求の態度)」が「人格の本質」 (③、311頁)としており、価値追求的な態度を人格の 重要な要素として捉える。

さて、公民教育についてである。江幡は、公民教育が求められるようになった背景を「社会の急激なる進歩につれ、人々の社会の自覚も生じてきた以上、社会生活に対する道徳的態度も改つて個人本位より社会本位に進まねばなら」ないのであり、「社会的教育を一層振興し、社会個人の教養を高めて国家社会生活の本義、殊に国民の政治、経済について聡明な理解を与え、国家社会への奉仕的精神を涵養し、以て国民生活の理想的実現を図ることが急務であつて、これ公民教育の高唱せられる所以」(①2頁)とみて、「国家社会への奉仕的精神」の涵養のために求められるのが「公民教育」であるとする。この奉仕的精神については以下のような一節も重要であろう。

「社会人たるものは、団体生活に対する透徹した理解と正しき人格観念とより生まれた奉公心を以て、互いに己の自由を制御し、秩序を保ち、互いに共同の責任を感じつゝ、社会の統一鞏固発展に向つて、協力一致真剣に努力せねばならぬ。これ即社会共存生活の義務であり理想である」。(①、37-38頁)

即ち、団体生活(社会生活)の理解と人格の正しい理解が奉公心を形成し、自由を統御し、社会に貢献することが「義務」であり「理想」である。このような「義務」を果たす人材を育成するためには、社会に於ける自分の役割、即ち「社会的職分を聡明に且有効に尽さんが為には透徹した社会的知恵を必要とし、而して此の社会的知恵を獲得増進せしむる最も確かな途は、実に学校教育及び社会に於いて施すところの公民教育に他ならない」(①3頁)のであり、「社会的知識を根底として、其の上に社会道徳即ち社会、国民、人道の理想を建立すべきである。つまり、完全な社会的知識の普及徹底に即した道徳教育を施さねばならぬ」(①5頁)として、公民教育は社会的知識に基づいた「社会的職分」の遂行を促すためのものであり、道徳教育であるとする。

(なお、『公民概論』では「公民的知見の啓発」と「公民道徳の涵養」とも述べているが、その後同じ表現が繰り返される)それは「公民教育は公民道徳の徹底を以て其の目的と為すべきである」(①4頁)と端的に述べられた部分にも表れている。ここでいう「社会的知識」が社会学の知識であることが、「公民教育の如きも、社会学を基調とし現実の社会層に即した体系ある施設を講究するのでなければ」、公民教育の目標を達成することはできないとした『公民社会学概論』の一節からも見て取れる(②8頁)。

涵養されるべき「公民道徳」とは「奉公自治、換言すれば社会完成即自己完成を以て根本の観念と為し、正義・仁愛・勤労等の原則を一層透徹せしむること」(③3頁)とされ、社会の完成進化がそのまま自己の完成と感じられるような正義などの原則を身に付けていくことを求めているのである。

3) 公民道徳論における「社会教育」

以上のような公民教育は学校教育と社会に期待されるわけであるが、「社会教育」はどのようにかかわるとされているのだろうか。江幡が公民道徳論において社会教育について言及することは非常に少ない。先述した「社会の教育」以外で『公民社会学』及び『公民概論』にみられる「社会教育」に関する言及をみておく。

「社会意識を実行する為の機関として政府がありこれを中心として諸種の制度が設定せられるのである。即ち、立法、司法、行政、外交、軍備等の統制的制度、金融及び農商工業等に関する経済的制度、学校教育、社会教育、宗教等に関する教化的諸制度があつて国家の統一、鞏固、発展を期せられるのである。」(②115頁)

「此の種政策(社会政策のこと―引用者注)の具体 化としては生活必需品及び住宅の供給(消費組合、公 設市場、都市、農村、「コロニー」等を含む)貯蓄貸 付及び社会保険、結核予防、「アルコホール」取締、 其他一般社会衛生保険、司法保護、児童保護、職業 指導、社会教育及び社会的娯楽等が其の主要なるもの である。」(②147頁) 「社会機能としての教育を達成する為の機関は学校である。学校以外にも家庭の如き、或は図書館、博物館、講演会等の所謂社会教育機関もあるが、其の機能に於ては到底学校に比し得べきものではない。」(③66 -67頁)

「近時の教育問題としては…公民教育制度の普及拡張及び社会教育制度の充実等の如き機会均等に関する件と、公民教育・人格教育・独創教育・自学教育の如き教育内容に関する件とが主要な問題であろう」(③67頁)

以上が江幡の社会教育に関する言及である。最後に 挙げた『公民概論』における記述には、『実際的研究』 でも述べられていた「機会均等」のための「社会教育」 という観点がみられる。また、「社会教育」を「労働者 無産階級の保護につとめ、労使両階級間の協調を図り、 個人主義資本主義に基づく弊害を除去して社会の秩序 を維持」(②140頁) することを目的とする「社会政策」 の一環として位置づけたことは、江幡の社会教育が持 つ社会統制としての役割を見ることができよう。しかし、 公民道徳論の中において「社会教育」に関する指摘は 非常に簡潔に事例の一部として取り上げられるのみで あり、彼が社会教育課を離れた後、それほど社会教育 について考察することもなかったのではないかと推測 される。

- (5) 公民道徳論における「勤労」及び「労使問題」
- 1) 社会道徳の一環としての「勤労貢献」

『公民道徳体系』は、先述のように教科書としての 位置づけを持たされた著作であるが、その「緒論」に おいて、以下のように述べられている。

「此の自己完成即社会完成を標識とし、之を実現せんとする完全な相互依存的社会の生活原則は、大体、奉公自治、正義公平、同情仁愛、勤労貢献の三則に帰結し得る」(①緒論6ページ)

つまり、自己完成と社会完成の双方をつなぐための 重要な「社会道徳」として「勤労貢献」を位置づけて いる。では、この「勤労貢献」は、どのような意味を 持つものとして江幡はとらえているのであろうか。この 点について、江幡は以下のように述べる。

「勤労貢献の生活とは、社会的目的を達成せん為、新しき価値を作り出さうとする積極的努力である」(① 59頁)

「如何に正義仁愛の徳に徹しても、此の勤労貢献の努力がなかつたならば、よしや社会の協調は保たれたにしても、社会の進歩といふことは望まれぬ。それ故に勤労貢献は、公民生活の積極的道徳として重視すべきものである」(①61頁)

勤労貢献は、規制作用のような消極的側面ではなく、 新しい文化創造、社会進化のための具体的な行動として捉えられている。先ほどの「人格の本質」に挙げられた「価値の創造」を達成することが「勤労貢献」と示される。

加えて、江幡は勤務能率の観点と道徳の関係についても述べている。即ち、「勤労貢献の能率を社会的に増進せしむるには、正義及び同情の道徳理念に徹することが最も大切である。即ち勤労者相互間の人格平等観念を明確にし、自分の勤労を尊重すると同時に、他人の労働に対して十分の諒解と同情とを持ち、又勤労の報酬たる地位、名誉、権力、富等の分配はどこまでも公正を旨とし、生活上の不均衡が起こらぬやうにすべきである。」(①65—66頁)

勤務能率の向上という課題においても、「正義」や「同上」という道徳理念を重視し、相互間の人格の尊重が勤務効率を向上する鍵であるとする。なお、引用箇所の後半部分は後述する「労使問題」の要因としても取り上げられている。

2) 労使問題の認識とその解決策

江幡は「社会の問題として資本家と労務者との間に 絶えず産業争議を醸し、所謂工業労働問題、小作問題 なるものが起るのは、此の共働の精神を無視したもの である」(①、67頁)として、労働者のみではなく経営 者の側にもその原因を見出す。その解決については以 下のように指摘する。 「よろしく労資両者が平等なる人格の基礎に立つて、 自他の正当なる権利を尊重すると共に社会秩序の為 に、公正合理なる自制互譲を為し、以て相共に力を協 せ産業の興隆、文化の進歩、国家社会の安寧礼祉を 最も有効に促進すべきである。」(②182頁)

双方の自制を求めることで労資問題を解決しようと する。つまり、労働問題を道徳教育によって解決する ことが江幡の考える労資問題の解決であった。

5. まとめ

以上、江幡の教育思想を公民道徳論を中心に検討してきた。江幡は、最初期は生物学を基盤とした教育理論を構築していった。そこでは、遺伝に関する知識が存分に展開され、かえって「意志」の問題が重要な教育課題として取り扱われることになり、道徳教育の強調がなされることになった。その後、社会教育に関する著作を職務に関連して出版するが、それは当時の上司、乗杉の思想の影響を多分に受けたものであった。中学校に勤務するようになると彼の関心は当時議論が進められていた公民教育へとシフトしていく。この公民教育は社会問題の理解を必要としていたことも要因としてあるのだろうが、彼の公民教育論についてみていくと、生物学的な知識よりも社会学的な知識を基盤にした議論へと変化することが確認できる。

とはいえ、江幡の教育観を検討するとき、共通する 性質をも見て取ることが可能である。それは、人間形成の作用を学校教育に代表される教育にのみ見るの ではなく、社会における形成作用を認めたことにある。 また、教育を社会統制の手段として捉え、教育の主要 課題を道徳教育にみてとるる点も共通してみられる特 徴である。そして、当時の社会問題の根幹を労働問題 ととらえた上で、その解決を労資協調の観点から論じ、 その教育的解決を志向する点も共通する点である。

以上のように江幡の教育思想を見て取ることは可能 であるが、それが果たしてどの程度当時の社会におい て独自であったといえるのであろうか。彼の思想を改 めて俯瞰すると、公民教育がとりれられ、社会学の内容が必要であるとされたことから社会学を基盤とした議論を展開し、公民教育の精神性が重要視される文部省の意向に沿って公民道徳を論じたことからも明確なように教育政策の方向性に沿う方向で議論を展開していたことが明らかである。このことは地方の中学校長にまで政策意図が浸透していたこと意味する事例となりうるだろう。

今回江幡が著作を著した時期は公民教育の持つ意

義を考える際に重要な時期である。特に、社会問題= 労働問題であるという認識が公民教育の議論のなかで ある場合、公民教育における職業に関する教育や労働 者に対する公民教育は公民教育政策を考える上で一 番重要なテーマである。今後は多様な公民教育論を職 業教育・労働教育の観点から検討を行い、公民道徳と しての勤労についての議論を行うこととしたい。その ことで、現在展開するシティズンシップ教育とキャリ ア教育を架橋する手掛かりが得られるはずである。

註

本論は日本社会教育学会第63回研究大会(9月13日)における報告資料を大幅に加筆修正し、再構成したものである。

- (1)津高正文『社会教育概論』新元社1956,宮坂広作『近代日本社会教育史の研究』(小川利夫・牧野篤・片岡弘勝 『社会・生涯教育文献集』I-6、1999を用いた),岡本正平「江幡亀寿の「社会教育の実際的研究」を読んで」『社 会教育』第34巻第1号,1978,41—45頁等
- (2)江幡亀寿『遺伝と教育』大同館書店, 1917
- (3)江幡亀寿『教育的生物学』大同館書店, 1919
- (4)武藤拓也「実業補習学校公民科のカリキュラム―「実業補習学校公民科教授要綱」の教科内容とその編成―」『北海道大学教育学部紀要』第62号,1994,161-192頁
- (5)武藤拓也「旧制中学校における公民科の導入」『鹿児島短期大学研究紀要』第65号,1999,63-75頁参照
- (6)以下、文政審議会における公民科に関する議論については、武藤拓也「旧制中学校における公民科の導入2-文 政審議会における公民科論争―」『鹿児島短期大学研究紀要』第66号,2000、35-55頁参照
- (7)川合隆男『近代日本社会学の展開-学問運動としての社会学の制度化―』恒星社厚生閣 2003